

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例及び秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例及び秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 22 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に準じて、地域型保育事業及び放課後児童健全育成事業の運営等に係る基準を改めるため、改正するものがあります。

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例及び秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

(秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第1条 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「第8条第1項」を「次条第1項、第8条の3第2項」に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条の2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業所（地域型保育事業を行う場所をいう。以下この条、次条、第11条、第19条及び第20条において同じ。）ごとに、その地域型保育事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他地域型保育事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、その安全計画に従い必要な処置をとらなければならない。

2 地域型保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 地域型保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条の3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければ

ならない。

- 2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を考慮してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、その自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条本文中「（地域型保育事業を行う場所をいう。以下この条、第19条及び第20条において同じ。）」を削り、「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第15条第2項中「必要な処置をとる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

（秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第2条 秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第18条」を「第21条」に改める。

第21条を第24条とし、第14条から第20条までを3条ずつ繰り下げる。

第13条第2項中「必要な処置をとる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、その業務継続計画に従い必要な処置をとるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

ない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条を第14条とし、第7条から第11条までを2条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、その放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、その安全計画に従い必要な処置をとらなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、地域型保育事業者において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であ

って、その自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、その自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する地域型保育事業者は、ブザー等の設置に代わる処置をとって利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「とらなければ」とあるのは「とるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第10号 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例及び秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正</p>	
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項から第3項まで、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業所（地域型保育事業を行う場所をいう。以下この条、次条、第11条、第19条及び第20条にお</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>第8条第1項、第15条第1項から第3項まで、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)－(3) (略)</p>

いて同じ。)ごとに、その地域型保育事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他地域型保育事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、その安全計画に従い必要な処置をとらなければならない。

2 地域型保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 地域型保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第8条の3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車

(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を考慮してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、その自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 地域型保育事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じてその地域型保育事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 地域型保育事業者は、地域型保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 地域型保育事業所(地域型保育事業を行う場所をいう。以下この条、第19条及び第20条において同じ。)は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じてその地域型保育事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 地域型保育事業者は、地域型保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な処置をとるよう努めなければならない。

症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3-5 (略)

3-5 (略)

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。第21条において同じ。）に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの（本市が事業主体である場合の基準は、秦野市放課後児童ホームに関する条例（平成23年秦野市条例第19号）において定める。）について、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、その児童の自主性、創造性及び社会性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もってその児童の健全な育成に役立つことを目的として行われなければならない。

2-5 (略)

(安全計画の策定等)

第7条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、その放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。第18条において同じ。）に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの（本市が事業主体である場合の基準は、秦野市放課後児童ホームに関する条例（平成23年秦野市条例第19号）において定める。）について、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、その児童の自主性、創造性及び社会性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もってその児童の健全な育成に役立つことを目的として行われなければならない。

2-5 (略)

所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、その安全計画に従い必要な処置をとらなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第9条 （略）

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 （略）

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 (略)

(設備の基準)

第11条 (略)

(職員)

第12条 (略)

(利用者を平等に取り扱う原則)

第13条 (略)

(虐待等の禁止)

第14条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、その業務継続計画に従い必要な処置をとるよう努めなければならない。

2 放課後児童育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 (略)

(設備の基準)

第9条 (略)

(職員)

第10条 (略)

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 (略)

(虐待等の禁止)

第12条 (略)

ものとする。

(衛生管理等)

第16条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 (略)

(運営規程)

第17条 (略)

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第18条 (略)

(秘密保持等)

第19条 (略)

(苦情への対応)

第20条 (略)

(開所時間及び開所日数)

第21条 (略)

(保護者との連絡)

第22条 (略)

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な処置をとるよう努めなければならない。

3 (略)

(運営規程)

第14条 (略)

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 (略)

(秘密保持等)

第16条 (略)

(苦情への対応)

第17条 (略)

(開所時間及び開所日数)

第18条 (略)

(保護者との連絡)

第19条 (略)

(関係機関との連携)

第23条 (略)

(事故発生時の対応)

第24条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、地域型保育事業者において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、その自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、その自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する地域型保育事業者は、ブザー等の設置に代わる処置をとって利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 (略)

(事故発生時の対応)

第21条 (略)

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「とらなければ」とあるのは「とるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例及び秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の背景

(1) 安全計画の策定等について

近年の児童が巻き込まれる事故の多発や感染まん延時の業務継続の課題等を受け、令和4年11月30日に、厚生労働省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令）が公布されました。

この省令改正により、「児童福祉施設等における児童安全確保のための計画策定の義務化」、「児童福祉施設等における業務継続計画策定等の努力義務化」及び「保育所と児童発達支援事業の併設を可能とするため、設備及び人員の専従規定の緩和」に係る規定が加えられました。

(2) 自動車運行時の所在確認等について

令和4年9月、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという事案を受け、令和4年12月28日に、厚生労働省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令）が公布されました。

この省令改正により、「児童福祉施設において児童の施設外での活動、取組等のための移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うこと」及び「専ら児童の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置の使用」を義務化する規定が加えられました。

2 改正の概要

(1) 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例

ア 安全計画策定の義務化

地域型保育事業者は、地域型保育事業所ごとに、各年度において、事業所の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動を含めた、日常生活における安全に関する指導、職員への研修に関する取組等についての計画を策定するものとします。

イ 設備及び人員の専従規定を緩和

事業所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするため、他の社会福祉施設を併設している場合に、特有の設備・専従の人員については、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、共用することができることとします。

ウ 感染症等及びまん延防止のための処置の明確化

現行では、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための「必要な処置をとる」努力義務が課されているものの、とるべき処置の内容は具体的に規定されていないことから、事業者は、職員に対し、感染症等の研修及び訓練を定期的実施するよう規定内容を明確化します。

エ 自動車運行時における所在確認等の義務化

事業者は、事業所外での活動、取組等のための移動等に自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握できる方法により、児童の所在を確認することとします。また、児童の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を使用することとします。

(2) 秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例

ア 安全計画策定の義務化

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、各年度において、事業所の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動を含めた、日常生活における安全に関する指導、職員への研修に関する取組等についての計画を策定するものとします。

イ 業務継続計画策定の努力義務化

事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するものとします（努力義務）。

ウ 感染症等及びまん延防止のための処置の明確化

現行では、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための「必要な処置をとる」努力義務が課されているものの、とるべき処置の内容は具体的に規定されていないことから、事業者は、職員に対し、感染症等の研修及び訓練を定期的実施するよう規定内容を明確化します。

エ 自動車運行時における所在確認の義務化

事業者は、事業所外での活動、取組等のための移動等に自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握できる方法により、利用者の所在を確認することとします。

3 施行日

令和5年4月1日（一部経過措置あり）